

令和6年度第6回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月27日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	9番	鈴木	透
3番	欠	番	10番	井上	昌之
4番	小林	茂	11番	中村	隆一
5番	香坂	政博	12番	橘川	均
6番	野谷	茂			

4 欠席委員

8番 内山 昌代

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	新田	彩音

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番 中村 隆一 1番 野谷 和雄

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

会議の状況

【議長】

おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

先日の台風10号で葛川が氾濫して結構被害が出ましたが、皆さんの周りではどうでしょうか。大丈夫だったでしょうか。

私事になりますが、家のそばに物置と車庫と貯蔵庫があったのですが、高さ15m位から10m³か20m³ほどの土砂が崩れまして、半壊状態となり罹災証明をいただきました。

トラックもちょうど車庫に入っていたので、作業をするのにトラックがないと非常に不便ですが、毎日少しずつやっています。

皆様からはお見舞いをいただきありがとうございます。

それでは令和6年度、第6回の総会を開催したいと思います。

本日の出席委員は10名です。内山委員は欠席されておりますが、この後の農地パトロールには参加されると聞いておりますので、よろしくをお願いします。

定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第6回総会の議事録署名委員につきましては、11番中村委員、1番野谷副会長にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、いずれも農業委員会によるあっせん等の希望がありませんでしたので、資料に地図を添付しておりませんが、釜野橋交差点の東側の位置にある土地などを含めまして、山西地区内で合計18筆となっております。

なお、相手側への届出の受理通知書については、8月29日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での、第5条による転用1件の届出を受理しております。

土地の場所については、関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは、内原跨線橋の東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、8月21日付で発行しております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様の了承をお願いいたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時40分閉会